

体験型観光機会創出事業実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、物価高騰下における子育て家庭を中心に体験型観光の機会創出及び、長野県150周年やプレDCの機会に合わせた県内周遊の促進を目的に、体験予約サイトを通じて長野県内を実施場所とする体験プラン（以下「体験プラン」という。）の利用料金の割引支援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（事務取扱者）

第2条 長野県（以下、「県」という。）から委託を受けた「体験型観光機会創出事業事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（事業内容）

第3条 体験型観光機会創出事業（以下「割引事業」という。）は、体験予約サイトで販売する体験プランの利用料金の割引、体験予約サイトに体験プランを登録する事業者（以下「体験プラン登録事業者」という。）が当該サイトにおける体験プランの販売実績に応じて当該サイト運営事業者に支払う販売手数料（以下「販売手数料」という。）の免除及び、体験予約サイト運営事業者が行う販売促進プロモーション等に対し支援するものとする。

（対象事業者）

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができる予約サイト運営事業者とし、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) オンライン上で体験プランの予約（チケットの販売含む）ができ、第6条第1項に定める種別の割引ができるシステムを有していること。
 - (2) 前号において、第9条に定める登録申込時点で体験プランの取扱いがあること。
 - (3) 割引時に、サイト内にランディングページの作成やWeb広告など販売促進プロモーション業務を行うことができること。
 - (4) 体験プラン登録事業者に対して、(1)により予約された体験プランに係る販売手数料の請求を免除できること。
 - (5) 県及び事務局の求めに応じて、登録者属性及び販売データ等の提供ができること。
 - (6) 事業の効果検証その他必要な調査を行うため、サイト登録者に対してアンケート調査を実施できること。
- 2 第8条に定める支援金交付対象期間中の平日において、体験プラン登録事業者及び第7条に定める割引対象者からの問合せに対応することができること。

（支援対象経費）

第5条 支援対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 体験プランの利用料金（消費税及び地方消費税を含む。対象となる体験プランは別紙のとおり）
 - (2) 第4条で定める割引を適用した体験プランに係る販売手数料
 - (3) 第4条で定めるランディングページの作成やWeb広告など販売促進プロモーション業務に係る費用
 - (4) 割引適用に必要な諸費用
 - (5) 体験プランの新規プラン登録に伴うプランページの作成に係る費用
 - (6) 体験プラン登録事業者及び割引対象者からの問合せ対応に係る費用
 - (7) その他、県及び事務局が必要と認めるもの
- 2 対象事業者は、本事業の対象であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 3 第1項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 国、長野県が体験利用者の利用料金の全部又は一部を負担して実施するもの
- (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 国、長野県の補助金等により経費の全部又は一部を支弁されているもの
- (4) その他、県及び事務局が不適当と認めるもの

(支援金額)

第6条 前条第1項第1号に定める体験プランの割引支援金額は、以下のとおりとする。

	割引支援金額	割引上限額
県内在住者	一人あたり利用料金の定率50%	5,000円
上記以外	一人あたり利用料金の定率20%	5,000円

- 2 一人あたりの利用回数は3回までとする。
- 3 前条第1項第2号に定める販売手数料の支援金額は、一人あたり利用料金の定率16.5%を上限とし、県と事務局及び対象事業者で協議の上、決定する。
- 4 前条第1項第3号から同第7号までに定める支援金額の対象事業者1者あたりの上限金額は県と事務局及び対象事業者で協議の上、決定する。

(割引対象者)

第7条 利用料金の割引を行う対象者は、長野県内在住者及び長野県内を主に観光目的で訪問する者とする。

(支援金交付対象期間)

第8条 割引事業の対象となる期間は、別に定める日から令和8年12月25日（金）までとする。ただし、ゴールデンウィーク、お盆及びシルバーウィーク期間中の利用は対象外とする。

- 2 状況により、事業の中止や対象期間を見直すことがあるものとする。また、各期で定める予算の上限に達した場合には、上記の期間に関わらず県の指示によって各期の全部又は一部を停止できるものとする。

(対象事業者登録申込)

第9条 対象事業者となろうとする者は、別に定める方法により登録申込をすることとする。

(対象事業者の登録の通知)

第10条 事務局は、対象事業者登録申込の内容を確認の上、対象事業者を登録し、対象事業者に様式第1号により通知する。

- 2 登録を行う対象事業者数は3者程度とする。
- 3 申込内容を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、理由を付して登録しない旨を通知する。

(支援金の交付条件)

第11条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 体験プランの販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者

であってはならないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 対象事業者は、前号の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

（取組の中止）

第12条 県及び事務局は、対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、対象事業者に対し様式第2号により事業の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第11条の規定に反する等、本要領の規定に違反した場合
- (2) その他の事由により、県が中止と判断した場合

（実績報告）

第13条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、次に掲げる書類を、令和9年2月12日（金）までに事務局に提出することとする。

- (1) 実績内訳シート（様式第3号）
様式第3号で求める項目を満たす場合は、任意様式での提出を可とする。（以下同様）
- (2) 販売実績を証明できる書類
- (3) その他、事務局が必要と認めるもの

（支援金の請求）

第14条 対象事業者は、前条の実績報告に合わせて別に定める方法により令和9年2月12日（金）までに支援金を事務局に請求することとする。

- 2 前条の実績報告は毎月末の実績を別に定める日までに事務局に提出することができ、合わせて当該月の支援金を事務局に請求することができるものとする。

（月次報告）

第15条 対象事業者は、別に定める利用開始日以降の毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、当月1日から末日までの実績を翌月15日までに実績内訳シート（様式第3号）により、次に掲げる書類を添えて、事務局に提出することとする。

- (1) 販売実績を証明できる書類
 - (2) その他、事務局が必要と認めるもの
- 2 前項の規定について、利用実績がない場合は月次報告は不要とする。

（月次請求）

第16条 対象事業者は、前条の月次報告に合わせて別に定める方法により当該月の支援金を事務局に請求することができる。

（支援金の支払等）

第17条 事務局は、第14条又は前条の規定による支援金の請求があった場合、第13条又は第15条に掲げる実績報告書類及び請求内容を確認のうえ、適正な請求を受理したときは、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第18条 県及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第19条 県は対象事業者がこの要領の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第20条 県は対象事業者がこの要領の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、県が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第21条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

2 万が一、不正利用が発覚した場合は、速やかに県に報告の上、事実確認のための調査や返金対応等にあたること。

(雑則)

第22条 県は、対象事業者又は体験プランの利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

2 この要領に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和8年3月〇日から施行する

体験型観光機会創出事業 体験プランの対象商品の考え方について

1 基本的な考え方

長野県ならではの自然を活用したアクティビティや、長野県の歴史・食文化を学べる体験、施設等とする。

2 具体例

【対象とするもの】

■自然体験

長野県の川や湖、空、山、雪、星空等を活用したアクティビティ

(例) サイクリング、レンタサイクル、トレッキング、登山、星空観賞、S U P、ヨット、カヌー、カヤック、水上バイク、ダイビング、スキー、スノーボード、スノーシュー、かまくら作り、乗馬体験、遊覧船、魚釣り（遊漁券は除く）、アウトドアサウナ、キャンプ 等

■歴史・文化体験

長野県の歴史・文化に触れる体験やもの作り

(例) 歴史旧跡を巡るツアー、ガラス細工、アクセサリー作り、陶芸体験、着物着付け体験、クラフト体験、華道体験、楽器体験、絵付け体験、アート体験、フラワーアレンジメント、人力車体験、美術館・博物館・寺社等の観覧、社会（工場）見学、温泉施設 等

■食文化体験

長野県の食文化や特産品に触れ、味わう体験

(例) 果物狩り、そば打ち、おやき作り、お茶たて体験、酒蔵見学、試飲ツアー 等

【対象外とするもの】

・体験要素が含まれていないもの。

例) 施設等に併設されたレストランでの食事

・一般的に観光客をターゲットにしていないもの。

例) ゲームセンター、映画館、ボウリング、ビリヤード、卓球、ヨガ、マッサージ、エステ、散髪、パソコン教室、レンタカー 等

様式第1号

令和8年（2026年）月 日

（対象事業者名） 様

体験型観光機会創出事業事務局
事務局長

体験型観光機会創出事業対象事業者登録完了通知書

体験型観光機会創出事業実施要領第10条の規定により、対象事業者の登録を完了しましたのでご報告致します。

記

1 交付の条件

事業を実施するに当たっては、別紙のマニュアルを必ずご一読いただき、適切にご対応をお願いします。

様式第2号

令和 年(年)月 日

(対象事業者名) 様

体験型観光機会創出事業事務局
事務局長

体験型観光機会創出事業中止通知書

体験型観光機会創出事業実施要領第12条の規定に基づき、以下の事由により事業取組の中止を通知します。

1 事由

「体験型観光機会創出事業」実績内訳シート（表紙）

事業者名	
担当者名	
電話番号	
担当者メールアドレス	

割引期間： 月 日 ～ 月 日

※下表の入力不要、このファイルの「実績入力シート」に入力して頂くと自動入力されます

実績金額			
割引種別	利用者数	支援対象の 体験プラン代金総額 (支援前)	支援総額
体験プラン 割引分	0	0 円	0 円
体験プラン 販売手数料免除分	-	- 円	0 円
計	0	0 円	0 円

上記報告内容に相違ありません。

事業者名

代表者名

※実績入力シート（別紙）も必ず添付してください。

★実績入力シート（様式第3号添付資料）

「体験型観光機会創出事業」PR等実績内訳シート（表紙）

事業者名	
担当者名	
電話番号	
担当者メールアドレス	

実施期間： 月 日 ~ 月 日

実績金額		
実施種別	実施費用	支援総額
販促プロモーション (特集ページ制作・管理、広告等)	円	0 円
クーポン設定	円	0 円
新規プランページ制作	円	0 円
問い合わせ対応	円	0 円
その他	円	0 円
計	0 円	0 円

上記報告内容に相違ありません。

事業者名

代表者名